# 特許医薬品と発明者の保護 一最近のオプジーボ特許紛争に関連して一



元大阪大学大学院経済学研究科講師 西口 博之

## 目 次

- I. はじめに
- Ⅱ. 研究者の発明と特許
  - 1. 職務発明並びに特許法改正
  - 2. 研究公務員の職務発明
- Ⅲ. 我が国におけるバイオ医薬品
  - 1. バイオ医薬品と次世代バイオ医薬品
  - 2. オプジーボとその発明者
- Ⅳ. オプジ―ボに係る紛争
  - 1. 共同開発者との紛争
  - 2. 海外共同開発者との紛争
- V. 今後の問題
- VI. おわりに

## I. はじめに

最近、ノーベル生理学・医学賞受賞者の本庶佑京都大学特別教授が、癌免疫薬オプジーボを巡る特許料率の見直しを求めて、その特許の共有者である小野薬品と対立を深めている。

我が国における従業員発明については、本来的には企業の使用者と従業員との関係で捉えられてきたが、本件では大学と国家公務員(研究公務員:研究員)の関係として考えることも可能である。但し、以前は大学に研究員の発明を買い上げる機能も無く、研究者が直接民間企業との交渉で、発明(特許)並びに研究開発等を進めるほかなかった。

本稿では、医薬品特許と発明者の保護の立場から、職務発明の制度とか医薬品ビジネスにおける現状と問題点、研究公務員の抱える紛争例等を観察することにより、医薬品特許発明者の保護について論じるものである。

## Ⅱ. 研究者の発明と特許

#### 1. 職務発明並びに特許法改正

#### (1) 職務発明と特許法35条

職務発明とは、使用者と従業員との関係において後者による発明としての従業員発明の一部と考えられている。即ち、従業員発明には自由発明(使用者の業務範囲に属していない発明)・業務発明(使用者の業務範囲に属する発明)と本題の職務発明とがあり、特許法35条1項で「その性質上使用者等(使用人・法人・国又は地方公共団体)の業務範囲に属し、且つその発明をするに至った行為がその使用者等における従業員(従業者・法人の役員・国家公務員又は地方公務員)の現在又は過去の職務に属する発明」と定義されている<sup>1</sup>。

職務発明制度は、使用者が組織として行う研究開発活動が我が国の知的創造上大きな役割を果たしていることに鑑み、使用者等と従業員等との間の利益の調整を行うことにより、個々の従業者等の権利を保護して発明のインセンテイブを喚起すると同時に、使用者等の研究開発投資などを促進することを目的としている<sup>2</sup>。

- 1 特許庁『工業所有権標準テキスト (特許編)』発明協会、平成14年、33頁以下。特許庁『産業財産権標準テキスト (特許編)』発明協会、平成15年、83頁以下。中山信弘『注解特許法 (第 3 版) 上巻』青林書院、2000年、331頁。吉藤・熊谷『特許法概説 (第13版)』有斐閣、1998年、229頁。田村善之『知的財産法 (第 3 版)』有斐閣、2003年、462頁。高林龍『標準特許法』有斐閣、2002年、69頁。仙石隆一郎『特許法講義 (第 2 版)』悠々社、1998年、75頁以下。青山紘一『特許法 (第 7 版)』法学書院、2005年、116頁。盛岡一夫『工業所有権法概論 (第 3 版) -知的財産法の基礎知識-』法学書院、1999年、37頁。土肥一史『知的財産法入門 (第 7 版)』中央経済社、2004年、134頁。半田・牧野・盛岡・角田・三浦編『知的財産権辞典』丸善、2004年、155頁。橋本良郎『特許法 (第 2 版)』発明協会、2001年、229頁。渋谷達紀『知的財産法講義 I (特許法実用新案法種苗法)』有斐閣、2004年、103頁。増井・田村『特許判例ガイド (第 2 版)』有斐閣、2000年、426頁。角田政芳・辰巳直彦『知的財産法(第 2 版)』有斐閣、2003年、54頁。竹田和彦『特許の知識-理論と実際-(第 7 版)』ダイアモンド社、2004年、306-307頁。清水・本間『実務相談工業所有権四法』商事法務研究会、2004年、43頁。後藤実秋・植村元雄『知的財産法概論』六法出版社、2000年、95頁。三山俊司・松村信夫『実務解説知的財産権訴訟』法律文化社、2003年、57頁。村林隆一「職務発明規定(上)(下)」『発明』第88巻第10号・第11号、いずれも97頁以下。
- 2 特許法における職務発明の目的については、特許庁制度改正審議室編『産業財産権法の開設』発明協会、2004年、137頁以下参照。他に、田村善之「第1章職務発明制度のあり方―市場と法の役割分担の視点からの検討―」『職務発明』2頁以下。竹田和彦「特許法35条の解釈論的検討」知的財産研究所『職務発明制度の在り方に関する調査研究報告書』(2003年)177頁以下。安田有三「職務発明(1)-成立要件」『裁判実務体系(9)』青林書院、1985年、280頁以下。小松一夫「職務発明」牧野利秋・飯村敏明『新・裁判実務体系(4)知的財産関係訴訟法』青林書院、2002年、272頁以下。これらの議論のほかに、職務発明の問題点などに関するものとして下記を参照した。紋谷暢男「職務発明に基づく使用者等の法定通常実施権についての若干の考察」『成蹊法学』第13号、1979年、235頁以下。大矢睦夫「特許法第35条第3項の対価支払請求権」『工業所有権法の諸問題』法律文化社、1971年、139頁以下。藤原光一「職務発明の問題点」『工業所有権法の諸問題』法律文化社、1971年、210頁以下。田村善之・柳川範之「職務発明の対価に関する基礎理論的な研究」『民商法雑誌』第128巻4・5号、有斐閣、2003年、447頁以下。竹田和彦「従業者発明に関する若干の問題」『無体財産法と商事法の諸